

地上デジタル放送 難視聴対策補助金

本市では、定住・住環境整備の環境として、地上デジタル放送が受信できない地域へ居住を開始された世帯等を対象に、テレビ共同受信組合への加入や受信設備の設置に必要な工事費等の一部を補助します。

対象

- ・既存のテレビ共同受信組合へ加入接続する場合の引き込み工事一式
- ・テレビ共同受信組合を新設する場合の受信設備の設置工事一式

補助額

補助対象工事の費用から一世帯当たり35,000円(税込)を除いた額(上限150万円)

政策企画課(広報・ICT担当)
☎42-5627 ☎42-4376

安芸高田市・富士通株式会社 テレワーク実証実験スタート

市と富士通株式会社(中国支社)は、働き方改革の推進により、定住・子育て支援等の促進に向けたテレワーク実証実験を開始しました。テレワークは、社員が在宅で仕事を行うなど、働く場所や時間に制約

されない働き方として、民間を中心に推進されてきています。

市では、富士通と協働して、その仕組みや効果を実証実験し、定住、育児・介護、就労支援に向けた本市独自の働き方を検討していきます。

市は、コワーキングスペース(共同作業所)とネットワーク環境を整え、富士通が人材育成と仕組みづくりや実際の仕事の発注等を担います。

去る5月22日(月)、市長と富士通株式会社中国支所長の同席のもと、甲田支所2Fにコワーキングスペースをオープンしました。

7月14日(金)からは、公募により選考された参加モニターが仕事を開始し、実証実験を本格的にスタートさせました。



政策企画課(広報・ICT担当)
☎42-5627 ☎42-4376

後期高齢者医療制度の 一部負担金の割合

後期高齢者医療被保険者証の負担割合は、毎年8月1日に前年の市町村民税の課税所得を基礎として、1割または3割の判定を行います。3割の方とは、次のどちらかに該当する方です。

- ① 市民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者

- ② ①と同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者

※①及び②に該当しない方については、負担割合は1割です。

①及び②により3割に該当する方も、次のいずれかに該当する方は「基準収入額適用申請」をすることにより、1割になります。

- ①同一世帯内の後期高齢者医療制度被保険者が一人の場合
- ・被保険者の総収入が383万円未満の方

※ただし383万円以上であつても、同一世帯内に70歳以上75歳未満の世帯員がいる場合は、その世帯員の総収入を含めた総収入の合計額が520万円未満の方。

- ②同一世帯内に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上いる場合
- ・世帯内の被保険者全員の総収入が520万円未満の方

【総収入とは、所得税法上の収入金額(土地、建物、株式などの収入も含む)であり、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の合計額です。】

該当すると思われる方は、市役所(保険医療課及び各支所窓口係)へ届出に必要なものをお持ちのうえ、お越しください。

※該当すると思われる一部の方については、6月中旬頃に申請手続きの案内を送付しています。

申請必要書類等

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・確定申告書の控えなど収入のすべてが判るもの
- ・印鑑(シャチハタ不可)

※申請手続きの案内が届いた方については同封の後期高齢者医療基準収入額適用申請書

保険医療課

☎42-5619 ☎42-2130

アンケート記入用紙

裏面アンケートの答えをご記入ください。

A1 { }
A2 { }
A3 { }

ふりがな
お名前
性別 男 ・ 女 年齢 歳
〒
住所 番() ー

お預かりした個人情報の取り扱いにつきましては厳重に管理し、取得目的以外には使用しません。
※取材のため、こちらからの連絡をご希望されない場合は ご連絡不可
右にチェックを入れてください。

後期高齢者医療制度保険証 (被保険者証)の定期更新

後期高齢者医療被保険者証は、毎年8月1日付けで定期更新し、新しい被保険者証をご利用いただくこととなります。新しい被保険者証は紫色です。

- ・新しい被保険者証は、7月20日以降に普通郵便でお届けします。8月1日以降に病院等に行かれる際は、必ず新しい被保険者証を提示してください。
- ・有効期限が平成29年7月31日となっている橙色の被保険者証は、

年金請求書の手続き漏れに ご注意ください

○老齢基礎年金請求
老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が、「25年」から「10年」に短縮されることになりました。

日本年金機構ではこれまでに、対象となる方に裁定請求書、年金手続きのご案内等を黄色の封筒(A4サイズ)でお届けしています。制度の開始は、平成29年8月1日(最も早い年金のお支払いは平成29年10月)からです。

請求手続きをされていない方は、今すぐねんきんダイヤル、又は三次年金事務所までご連絡いただき、ご予約の上、手続きを行ってください。※すべての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は、市区町村でも手続きが行えます。

○年金の相談はご予約を

三次年金事務所では、年金の予約相談を実施しています。ご予約いただきますと、来所時にお待たせすることなく、相談内容にあったスタッフが事前に準備の上、丁寧に対応いたします。

ご自分で責任をもって廃棄するか、市役所(保険医療課又は各支所窓口係)に返却してください。8月に入っても被保険者証が届かない場合は、市役所保険医療課にお問い合わせください。

- ・前年(平成28年)の1月～12月の所得状況等を基に、負担割合(1割または3割)を判定します。その結果、今までお持ちの被保険者証と一部負担金の割合が変更となる場合があります。

保険医療課
☎42-5619 ☎42-2130

予約申込先

●ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
いい老後ろうこ

●三次年金事務所

☎0824-62-3107
(自動音声案内①番②番)

※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる手帳や年金証書をご準備ください。また、当日の予約も受け付けております。予約日の変更や取り消しも可能です。

予約相談実施時間

・月～金曜日/8時30分～16時
・第2土曜日/9時30分～16時

黄色の封筒
が届いた方は
年金
を受け取れます。

今すぐ
予約の
お電話を!

「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165
(1165)

三次年金事務所
☎0824-62-3107